

企業年金コーナー ④

前号に続いて 2007 年 12 月 8 日に開催された「ストップ！！企業年金減額 ひろげようくらし守る大きな輪」減額に立ち向かう裁判闘争の報告集会の内容を掲載します。

「NTTグループの企業年金改悪反対全国連絡会」、松下福祉年金「契約順守を求める会」、「早稲田大学年金裁判の会」に続き「TBS 東京放送年金受給者の会」の上村忠氏から報告がありました。

この裁判は適格退職年金の制度変更を行い、4 割は年金として存続するが、6 割は一括払いするという会社提案に対し、一括払いでは当初予定していた受給金額にならないとして年金受給者（元社員）が立ち上がったものです。

2 年 8 ヶ月の戦いの末、①一括払いの分配金を 10 割上乗せする②解決金を払う③遺憾の意を表明するということで和解しました。

上村氏は裁判経過を振り返りながらOB会を母体に立ち上がり早く、TBS 労働組合とも協力して戦うことが出来たことや、和解内容については原告のみならず受給者全員に適用させたことなどを強調しました。また遺憾の意について紹介しました。

「適格年金一部終了に際して、年金受給者の権利及び生活に対する配慮が十分でなかったことにより多大な負担、迷惑を掛けたことを認め、これに遺憾の意を表する」（和解調書原文）

次に「りそな企業年金裁判を支援する会」から馬場 勝さんが報告しました。裁判内容は[企業年金コーナー②](#)をご参照下さい。

（りそな銀行は協和銀行と埼玉銀行が合併しあさひ銀行となり、さらに大和銀行と合併したものです）

最後に法政大学名誉教授の高橋彦博氏が「年金裁判の問題点」と題して特別報告しました。

高橋氏ははじめに、『企業年金受給者は数十万人を越えるであろうが、法定に起っているのはその 1 割を超えない有志である。しかし、そのような有志による訴訟が数十万人の年金受給権者の権利を守っている。

有志による年金減額阻止訴訟は、数十万人の受給権者の「代理裁判」となっている。』と述べたあと①受給権の「社会法的市民権」として確認

②内田貴教授の「制度的契約論」と年金受給権

③行政と司法における「受給権の保護」

④「受給者の会」における運動形態の多様性 などについて法律と判例にそって専門的な報告をしました。

そして「減額裁判」と憲法 25 条（生存権）との関係では、企業年金減額反対運動・裁判の取り組みが着実に受給者の権利の地歩を固めて来ているとむすびました。

企業年金減額を容認

りそな企業年金裁判不当判決 !!

りそな銀行と同厚生年金基金が退職年金を平均 13 万円（年額 20～40 万円）減額したのは一方的な不利益変更で無効だとして退職年金受給者が差額支払いなどを求めた訴訟で東京地裁（佐村浩之裁判長）は「原告らの請求を棄却する」との判決を出しました。

原告の訴えを真面目に理解した上での判決とは思えない、銀行と基金を全面擁護した不当な判決です。

退職金の後払いである企業年金が本人の同意もなく減額できるなど、とんでもないことです。

日本経団連は従前から企業年金の減額が受給者の同意が無くても、労使合意だけで出来るように「規制改革」を要求しております。サブプライムローンなどで資金運用環境が悪化してきており、こんな判決がまかり通るようでは、他の銀行・企業の退職年金受給者も不安です。

原告は控訴して闘うことを表明しています。

（文責 中央執行委員 山本 寛）